

泊江市成年後見制度利用支援事業実施要綱（令和 年 月 日要綱第 号）

改 正 案	現 行
<p>泊江市成年後見制度利用支援事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2（以下「法律等」という。）の規定に基づき、市長が行う民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等について定めるとともに、その他法で定める成年後見制度利用に係る費用の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(審判請求の対象者)</p> <p>第2条 審判請求の対象者は、要支援者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下この条、次条及び第6条において「本人」という。）とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市内に住所及び居所がある者 イ 市外に住所若しくは居所があり、又は市外に住所及び居所があり、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により市長が保護の実施機関になっている者 (イ) 老人福祉法第11条第1項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項の規定により市が入所の措置を採った者 (ウ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の規定により市が保険者になっている者 (エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項の規定により市が支給決定機関になっている者 	<p>泊江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、泊江市長（以下「市長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2（以下「法律等」という。）の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判の請求」という。）について市長が行う補助、保佐及び後見の開始の申立手続等を定めることを目的とする。</p> <p>(審判請求の対象者)</p> <p>第2条 審判請求の対象者は、判断能力の十分でない高齢者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「要支援者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）がいない者</p> <p>イ 親族等があっても、当該親族等が審判請求を拒否している者</p> <p>ウ 親族等があっても、当該親族等による虐待、財産の侵害等の事実がある者</p> <p>エ 親族等があっても、当該親族等が音信不通その他の理由により審判請求を行うことができないと認められる者</p> <p>2 前項第1号の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は審判請求をしないものとする。</p> <p>(1) イ（イ）から（エ）までのいずれかに該当する者で、他の市区町村長が保護の実施機関になっているもの</p> <p>(2) イ（ウ）又は（エ）に該当する者で、他の市区町村が入所の措置を採ったもの</p> <p>(3) 市外の介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設（以下「住所地特例対象施設等」という。）に入所又は入居し、介護保険サービス及び障がい福祉サービスを利用している者で、当該介護保険サービスの保険者又は当該障がい福祉サービスの支給決定機関のいずれか一方が市であり、他方が他の市区町村である場合において、本人の生活の維持にとつてより中心的であるサービスを所管する市区町村が他の市区町村であるもの</p> <p>3 第1項第2号の規定に関わらず、本人に三親等又は四親等の親族がいる場合であって、当該親族が審判請求を行うことが明らかであると認められるときは、市長は審判請求をしないものとする。</p> <p>（審判請求の調査）</p> <p>第3条 市長は、審判請求を行うに当たり、次に掲げる事項を調査し、総合的に判断するものとする。</p> <p>(1) 本人の判断能力の程度</p> <p>(2) 親族等の有無（以下「戸籍調査」という。）、親族等が審判請求を行う意思の有無（以下「意向調査」という。）、成年後見制度を利用開始すること等への意見（以下「利用意見調査」という。）</p> <p>(3) 保健、医療及び福祉サービスの活用による本人に対する支援策の効果</p>	<p>(1) 配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）がいない者</p> <p>(2) 配偶者等が審判の請求を拒否し、又は配偶者等の虐待の事実等がある者</p> <p>(3) 音信不通その他の理由により、配偶者等による審判請求を行うことができないと認められる者</p> <p>2 前項各号の規定にかかわらず、対象者の4親等内の親族等において審判の請求に係る申立手続等を行うことが明らかであるときは、市長は申立手続等を行わないものとする。</p> <p>（審判請求の要件）</p> <p>第3条 市長は、法律等の規定により審判の請求を行うにあたっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を総合的に考察することとする。</p> <p>(1) 本人の判断能力</p> <p>(2) 配偶者等の存否及び当該配偶者等による審判の請求を行う意思の有無</p> <p>(3) 本人に対して市が行う各種施設の活用に伴う支援策の効果</p>

改 正 案	現 行
<p>(4) 本人の生活、資産及び収入の状況 2 前項第2号の規定にかかわらず、親族等に次の各号に掲げる事由があると認められるときは、意向調査及び利用意見調査を省略できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 親族等が本人を虐待していること。 (2) 親族等が重病であること。 (3) 親族等が長期不在であること。 (4) 親族等の居所が不明であること。 <p>(市長による審判請求の手続) 第4条 審判請求に係る申立書及び添付書類並びに予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。 (市長による審判請求の費用負担) 第5条 市長は、市長が行う審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）を負担するものとする。 (費用負担の申立) 第6条 市長は、前条の規定により負担した審判費用に関し、本人の属する世帯がその収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の合計額から当該審判請求に要する費用の支払をしてもなお生計を維持することができると認められるときは、市長が負担した審判費用の求償権を確保するため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。 2 前項の申立ては、審判請求と同時にを行うものとする。</p>	<p>(請求の手続) 第4条 審判の請求に係る申立書及び添付書類並びに予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。 (費用の負担) 第5条 審判請求に係る費用については、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により市長が負担する。 (費用の求償) 第6条 市長は、前条で負担した審判請求に係る費用に関し、本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると判断したときは、市長が負担した審判請求に係る費用の求償権を確保するため、法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。</p>

柏江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条及び第15条に規定する成年後見制度の利用にあたり、後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の請求（以下「後見等開始審判」という。）に係る申立て費用及び家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1第13項、第31項及び第50項の規定に基づく報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）により決定された成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬（以下「費用等」という。）を負担することが困難な者に対して助成を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

改 正 案	現 行
<p>(費用等の助成)</p> <p>第7条 市長は、次の各号に掲げる費用等の全部又は一部について助成することができる。</p> <p>(1) 審判請求する者が負担する当該後見開始等の審判等に係る費用（以下「審判請求費用」という。）</p> <p>(2) 法第862条（法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する被保佐人若しくは法第16条に規定する被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が成年後見人等又は法第849条に規定する後見監督人、法第876条の3第1項に規定する保佐監督人若しくは法第876条の8第1項に規定する補助監督人（以下「後見監督人等」という。）に付与する報酬（以下「成年後見人等報酬」という。）</p> <p>（助成の対象者）</p> <p>第8条 審判請求費用の助成の対象者は、助成申請時に第2条第1号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する成年被後見人等又は助成申請時に次の各号のいずれかに該当し、当該成年被後見人等に代わり後見等開始の審判を請求する者（以下「申立代理人」という。）とする。なお、申立代理人が審判請求をする場合にあっては、成年被後見人及び申立代理人のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者</p> <p>(3) 活用できる収入、預貯金及び即時に換金可能な資産が乏しく、審判請求費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者</p> <p>(4) 資産、収入等の状況から前3号に掲げる者に準じると市長が認めるもの</p> <p>2 成年後見人等報酬助成の対象者は、助成申請時に第2条第1項第1号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する成年被後見人等とする。</p>	<p>（対象者）</p> <p>第2条 助成の対象者は、泊江市内に居住する者又は泊江市外の施設等への入所等に伴う泊江市からの転出により、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条に規定する住所地特例として泊江市が保険者となっている者並びに泊江市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定による支給決定機関又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定による保護の実施機関となっている者で、福祉サービスの観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法第24条又は第25条に基づき保護を受けている者</p> <p>(2) 対象者の属する世帯の収入及び資産から費用等を控除した後の金額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回る者</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める者</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 前項第1号に掲げる者 (2) 前項第2号に掲げる者 (3) 本人の属する世帯の収入及び資産から成年後見人等報酬金額を控除した後の金額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の最低生活費の額（各種加算の金額を加える。）を下回る者 (4) 本人の属する世帯がその収入、預貯金及び換金可能な資産から成年後見人等報酬金額を支払うことにより、当該世帯が生計を維持することが困難になると認められる者 (5) 資産、収入等の状況から前4号に掲げる者に準じると市長が認めるもの（助成金の支給額）</p> <p>第9条 審判請求費用の助成金の支給額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。</p> <p>(1) 収入印紙購入費用 (2) 切手購入費用 (3) 診断書作成費用 (4) 鑑定費用</p> <p>2 成年後見人等報酬に係る助成金の上限額（以下「助成上限額」という。）は、報酬付与審判により決定された報酬の額の範囲内とし、成年被後見人等が施設等に入所・入院している場合は月額18,000円、その他の場合は月額28,000円を上限とする。</p> <p>3 前項に規定する施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生活保護法第38条に規定する保護施設 (2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設 (3) 地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記1-11の市町村任意事業実施要領1(1)の福祉ホーム (4) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (5) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 (6) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成</p>	<p>（助成対象費用及び助成額）</p> <p>第3条 助成対象費用は、費用等の全部又は一部とする。</p> <p>2 費用等のうち、成年後見人等に対する報酬に係る助成額は、報酬付与審判により決定された報酬の額の範囲内とし、施設入所者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。ただし、施設等に入所していない日を含む月については、月額28,000円を上限とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>18年法律第83号) 第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(6) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条に規定する病院及び診療所</p> <p>4 第2項に規定する助成金の額の上限を算定するに当たり、助成対象期間の始期又は終期が月の中途である場合においては、当該月は日割計算(100円未満の端数は、切り捨てる。)により算出するものとし、助成対象期間に施設等に入所・入院している場合とその他の場合とが混在する月があるときは、その他の場合の基準月額を適用するものとする。</p> <p>(助成対象期間)</p> <p>第10条 助成対象期間は、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。</p> <p>(助成金の支給申請)</p> <p>第11条 成年被後見人又は申立代理人は、泊江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金(審判請求費用)支給申請書(第1号様式)に、必要書類を添えて市長に申請するものとする。</p> <p>2 成年被後見人は、泊江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金(成年後見人等報酬)支給申請書(第1号様式の2)に必要書類を添えて市長に申請するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による申請は、審判請求に係る助成については後見等開始の審判等が確定した日から、前項の規定による申請は、成年後見人等報酬に係る助成については報酬付与の審判が確定した日から起算して1年以内に行わなければならない。</p> <p>(資産状況等の報告)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定により審判請求費用又は成年後見人等報酬に係る助成金を支給するときは、申請者に対し、支給対象者の資産状況等について報告を求めることができる。</p> <p>(成年被後見人等死亡後の報酬助成)</p> <p>第13条 成年後見人等報酬に係る助成の受給資格者が死亡した場合において、その者に支給すべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、当該者の成年後見人等又は後見監督人等であったものは、第11条第2項及び第3項の規定により申請することができる。この場合において、第11条第2項中「泊江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金(成年後見人等報酬)支給申請書(第1号様式の2)」とあるのは「泊江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金(成年後見人等報酬)支給申請書(第1号様式の2)」とある。</p>	<p>(補助対象期間)</p> <p>第4条 補助対象期間は、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 助成を受けようとする対象者又は成年後見人等(以下「申請者」という。)は、泊江市成年後見制度利用支援に係る費用助成申請書(第1号様式)に所得状況を明らかにする書類等を添えて市長に提出するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>等報酬) 支給申請書(特例用) (第1号様式の3)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定により支給すべき助成金の額は、遺留財産で不足する金額と助成上限額とを比較して少ない方の額とする。 (助成金の支給決定)</p>	
<p>第14条 市長は、第11条又は前条の規定による申請があったときは、その資産状況等を審査し、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金支給(不支給)決定通知書(第2号様式)により、決定内容を申請者に通知するものとする。 (助成金の請求)</p>	<p>(交付決定及び不交付決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、決定内容を申請者に通知するものとする。 (助成金の請求)</p>
<p>第15条 前条の規定に基づき交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、市長に対し、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金請求書(第3号様式)により、助成金を請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。 (譲渡又は担保の禁止)</p>	<p>第7条 前条の規定に基づき交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、市長に対し、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成金請求書(第3号様式)により、助成金を請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。 (譲渡又は担保の禁止)</p>
<p>第16条 交付決定者は、第14条の規定に基づき助成を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。 (交付決定の取消し)</p>	<p>第8条 交付決定者は、第6条の規定に基づき助成を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。 (交付決定の取消し)</p>
<p>第17条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は交付決定を取消しするに足る理由が判明したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成取消決定通知書(第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。 (助成金の返還)</p>	<p>第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は交付決定を取消しするに足る理由が判明したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成取消決定通知書(第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。 (助成金の返還)</p>
<p>第18条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期間を定めてその返還を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、交付決定を受けた成年被後見人、被保佐人及び被補助人の死亡時において、被相続財産等があることが判明したときは、当該相続人に対し、助成金の返還を求めることができる。 (委託)</p>	<p>第10条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期間を定めてその返還を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、交付決定を受けた成年被後見人、被保佐人及び被補助人の死亡時において、被相続財産等があることが判明したときは、当該相続人に対し、助成金の返還を求めることができる。 (委託) ←狛江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱</p>
<p>第19条 市長は、審判請求に係る第2条第1項各号に掲げる事項に係る調査、書類</p>	<p>第7条 市長は、審判請求に係る第2条第1項各号に掲げる事項に係る調査、書類</p>

改 正 案	現 行
<p>作成等を一般社団法人多摩南部成年後見センターに委託することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 (狛江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱の廃止)</p> <p>2 狛江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱（平成13年要綱第16号）は、廃止する。 (狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱の廃止)</p> <p>3 狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱（平成26年要綱第122号）は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>4 この要綱の施行前に廃止前の狛江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱（平成13年要綱第16号）の規定によりなされた市長による審判請求及び廃止前の狛江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱（平成26年要綱第122号）の規定によりなされた費用助成の申請については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>5 第7条から第15条までの規定については、審判請求費用に係る費用助成にあっては後見開始等の審判の確定の日がこの要綱の施行の日以後であるものから適用し、成年後見人等報酬に係る費用助成にあっては、この要綱の施行の日以後の対象期間に係る報酬について適用する。</p>	<p>作成等を一般社団法人多摩南部成年後見センターに委託することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。</p> <p>付 則</p>